

福祉用具購入の手引き

白 老 町

平成24年12月

介護保険「福祉用具購入費」支給制度について

在宅の介護を必要とする人が、知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排せつに用いる福祉用具等を購入した場合、介護保険の給付を受けることができます。

1 介護保険の福祉用具購入費支給制度を利用できる人

白老町の被保険者で、要介護・要支援認定を受けた方のうち、心身の状況等により福祉用具が必要な方。

2 給付内容

支給限度基準額（福祉用具購入費用の上限額）は、要介護状態区分にかかわらず1年間（4月から翌年3月まで）で10万円です。

（ただし、同一種目・同一用途の福祉用具購入費の支給については、原則として1回に限られています。）

3 福祉用具購入費の支払方法

- 1 償還払い……………いったん費用の全額を負担し、申請により9割分が保険より給付されます。
- 2 受領委任払い…被保険者が町に登録した事業者福祉用具購入費の受領を委任した場合、費用（限度額以内）の1割を支払い、残りの9割は町が事業者直接支払うものです。

4 介護保険の給付対象となる福祉用具購入費の対象用具

	種 目	機能または構造
(1)	腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ・ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの）
(2)	特殊尿器	尿または便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等または介護者が容易に使用できるもの。
(3)	入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの。 ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・浴槽内いす ・入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で浴槽への出入りのためのもの） ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ ・入浴用介助ベルト
(4)	簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの。
(5)	移動用リフトのつり具の部分	

5 福祉用具購入申請の流れ

①要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。

②居宅介護支援事業者等に相談。

(ケアプラン作成依頼している場合は担当のケアマネージャーに相談してください。)
この時に支払い方法についても相談(受領委任払の場合は業者が福祉用具受領委任の登録業者であるか確認する。)

③知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から購入

受領委任払の場合

④-1

- ・支給申請書(受領委任払用)
- ・受領委任に関する同意書(様式第3号)
- ・領収書原本(本人1割負担分)
- ・請求書(様式第4号)(業者9割負担分)
- ・当該福祉用具のカタログの写しを町に提出する。

償還払の場合

④-2

- ・支給申請書
- ・領収書原本(本人10割負担)
- ・当該福祉用具のカタログの写しを町に提出する。

⑤ 町が提出書類の内容等を審査後、指定の口座に振込みます。通常、前月の末日までに提出された場合、翌月の25日に入金となります。

6 支給申請に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	<p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（償還払用） ※償還払いのときに提出</p> <p>■ 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（要綱様式第2号） ※受領委任払いのときに提出</p>	<p>① 申請印は印影がはっきりしていること。</p> <p>② 申請印はシャチハタではないこと。</p> <p>③ 償還払いの場合、口座は原則被保険者本人の口座であること。（本人以外の場合は、委任状を添付のこと）</p> <p>④ 受領委任払いの場合、事業者の口座であること。</p> <p>⑤ 訂正は、申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。</p> <p>⑥ 被保険者証などを参考に正確に記載すること。</p>
2	<p>同意書（要綱様式第3号） ※受領委任払いのときに提出</p>	
3	領収書	<p>① 宛名は被保険者本人であること。</p> <p>② 印紙が適切に添付してあること。</p> <p>③ 提出の際にはコピー不可。原本を提出のこと。</p> <p>④ 受領委任払いの場合は利用者負担分の金額であること。（1割分）</p> <p>⑤ 償還払いの場合は全額分の金額であること（10割分）</p>
4	<p>請求書（要綱様式第4号） ※受領委任払いのときに提出</p>	事業者の請求書（9割分）
5	当該福祉用具のカタログの写し	